

見本

第1. 設問1

1. 小問1)

1) Aは「甲社発起人A」の名義で、Dと事務所用建物の賃貸借契約を、Eと設立事務の補助事務員としての雇用契約をそれぞれ締結した。これは、甲社の設立準備の未了の段階でなされたもので、^{設立事務行為}、設立後の甲社に効果は帰属するか問題となる。

ア、この点、設立中の会社は、会社として成立する社会的実体であり、設立中の会社が発足して完全な会社となる以上、設立中の会社と成立後の会社は実質的に同一であると解する。

イ、したがって、設立中の会社の取得し負担した権利義務は、当然に成立後の会社にも帰属する。

ロ、¹⁾ また、これらの契約に伴う費用は甲社の設立に²⁾ 関係費用(会社法(以下、省略)28条4号)に当たるとし、甲社の定款では、80万円以内と定められている。しかし、D社に対して賃料60万円とEに対して報酬40万円は合計すれば100万円となり、80万円を超えた。かかる場合、甲社は定款に記載する費用を超えて、これらの支払を拒否できるか。

ア、この点、判例は定款記載の範囲内~~に~~に限り会社に支払義務が帰属すると解する。

イ、³⁾ 石井大に、合算した結果、一切会社に帰属しないとするのは、個々の取引のみでは帰属し会社に請求し得た~~ため~~とこれにて取引相手の信頼を著しく害する。

他方、費用が範囲内にあるかを取引の増減後によって決することは、先の取引を知らず取引に入った相手の信頼を害し、平等に失われる。

見本

定款の設立費用

ウ、そこで、かかる場合には、両者の額で⁴⁾ 案分した額に限り会社に帰属すると解すべきである。^{→ 定款の範囲}

エ、したがって、本件では、Dについては~~80万円以内~~⁴⁸、Eについては~~80万円以内~~³²を超える部分に限り甲社は支払を拒否できる。

2. 小問2)

1) AはFと本件は購入契約を締結したが、これは株式会社の成立後にも本件に特定財産を譲り受けることを締結契約に附し、定款に記載がなければ効力を生じないのが原則である(28条2号)。

したがって、かかる記載のない甲社について、本件購入契約の効力は生じないとも思える。

ロ、しかし、当該契約を会社が追認することにより有効とできいか。定款に記載のない取引の追認の可否が問題となる。

ア、⁵⁾ それで、設立時の取引について厳格な規制が敷かれているのは、かかる取引が会社の利益、その株主や債権者に大きな影響を与えるからである。

そうではあれば、会社が単独で追認すること、取引の効力が生じるとするのは、上記趣旨を淡却することになり必ずでない。

イ、したがって、会社による追認は認められない。

ロ、⁶⁾ また、Fと改めて本件購入契約を締結することも可能である。

ただし、設立前から存在する財産で、事業のために継続して使用するものの取得であり、純資産額に対する割合が5分の1を超える事後設立(467条1項5号)に当たため、株主総会の決議(30条2項11号)を経ることを要する。⁴⁹

第2. 設問2

1. 本件決議におけるJの説明義務違反

1) Jは乙社の代表取締役であり、株主に対し説明義務を負う(314条)。

それにもかかわらず、Jは株式併合の本来的目的を説明していない。そこで、乙株主であるKは決議方法に法令違反があるとして決議取消の訴え(831条1項1号)を提起することが考えられる。

2) この点、説明義務とは、平均的な株主が議題を合理的に判断するのに客観的に必要な範囲での説明を義務付けるとと解される。

3) 本件では、①コスト削減のため株主の人数を減少させる必要、②会社規模変更に合わせて資本金額の減少に伴う株式総数の減少の必要という説明はされており、本来的目的について述べずとも、平均的な株主のこの説明から合理的な判断という。

4) したがって、Kの主張は認められない。

2. Lの入場拒否

1) LはIから相続により株式を取得した株主であるにもかかわらず、本件決議への入場を拒否されたとして、決議方法に法令違反があると主張し、決議取消の訴えを提起することが考えられる。

2) この点、会社は株主名簿に記載された者のみを株主に認め、足りるのが原則である(130条1項)。

3) ^{株式取得}また、相続により取得した株式の譲渡と異なる性質を有するため、かかる規定は適用されないと考ええる。

4. したがって、同条の趣旨は、会社多数が変動する株主関係の処理を容易にするという会社の便宜を図った規定である。

相続による株主の変動も、同様に簡便化する必要性がある。したがって、2社は株主名簿に記載の氏名を株主として扱う必要はない。

3) 以上より、Kの主張は認められない。

3. 株主でない代理人Kによる議決権行使

1) 乙社は議決権行使の代理の要件として株主であることを記載しているにもかかわらず(2株式会社定款16条)、Kの代理人Kは乙社の株主ではない。かかる代理人による議決権行使は定款に違反するとして決議方法として決議取消の訴えを提起することが考えられる。

2) この点、株主の議決権の代理行使について定めた310条1項は、株主総会の混乱防止という観点から代理権を定款により制限することまでを禁止するものであり、かかる目的に基づく制限は認められる。

3) ところで、実質的に株主総会を混乱させないことを認める場合には、定款による代理行使を制限することは、制限の趣旨を越えるものとして認められないと解すべきである。

4) 本件についてみると、株主は自らの利益のため適切に株主総会に臨むことが期待されるため、制限は合理的である。

5) ところで、Kは本件持株会の会員であり、議決権の行使により影響を受ける地位にある点で株主に準じる地位にあり、適切な株主総会の運営が望まれる点から、

6) 以上より、Kは定款の趣旨が及ばないため、代理人として議決権を行使したことも定款に反せず、Kの主張は認められない。

4. 特別利害関係人の出席

11) Gは、甲社代表取締役であるGが「特別利害関係者」に当たり、議決権行使により株式併合という「著しく不当な決議」がなされたと主張し、決議取消の訴え(531条1項3号)を提起することが考えられる。

12) 甲、この「特別利害関係者」とは、何ぞ該決議につき、他の株主と異なる独自の利益を有する者という。

13) 甲は、甲社の代表取締役であり、甲社は株式併合が決定することにより、乙社を完全子会社化できるという利益を有する。これは、他の乙社株主とは異なる利益に当たる。

したがって、Gは特別利害関係人に当たる。

14) 乙は「著しく不当な決議」といえるか。

15) 乙は、株式併合がされた結果、一株に満たない端数を有することになった株主は、乙社から開除されることになる。この点、既存の乙社株主にとっては、大きな不利益が生じる。

16) 1. 他方、株式併合により乙社が甲社の完全子会社となることにより、経営不振状態にあつた乙社は経営再建をのぞむことができる。

17) すなわち、乙社の利益という観点から見れば、株式併合が決定されることは、「不当な決議」とはいえない。

18) 19) 乙、これを総じてみて、乙社が株式併合をしない場合には既存株主も本経営不振による不利益を被ることからして、著しく不当な決議とはいえない。

20) 21) 乙、したがって、本件決議は不当な決議に当たらない。

22) 23) 乙、したがって、Gの主張は認められない。

第3. 設問3

1. Lは乙社株式を有するが、その数は200株である。他方、本件株式併合は3000株を1株とするため、Lはこれにより1株に満たない端数が生ずることとなる。

したがって、Lが「反対株主」に当たれば、乙社に対し、1株に満たない端数も全て買い取ることを請求できる(182条の4)。

2. Lは前述した通り本件決議の時点では乙社に対し株主であることを対抗できない株主であった。すなわち、Lは本件決議において議決権を行使できない「反対株主」に当たる(同項2号)。

3. したがって、Lの経済的利益は、株式併合の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにし、甲社に対し株式買取請求権を行使することによって保護される。

※235株1項

以上